第六十七条の二第二項第二号中「（メキシコ協定第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第三項中「第七項」を「第十項」に、「第八項」を「第十一項」に、「第十八条第二項若しくは第四項」を「第十八条第四項」に改める。

第六十八条を次のように改める。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条　税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

第九十四条第一項ただし書中「第六十八条第二項」を「第六十八条」に改め、同条第二項後段を削り、同条第三項中「第九条の二」を「第十条」に、「）及び第十一条第一項」を「・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条第一項及び第二項」に改め、同項の表第四条第一項の項中「当該」を削り、「をいう」の下に「。第十条において同じ」を加え、「同条第二項に規定する」を「同法第九十四条第二項に規定する」に改め、同表に次のように加える。

第十条	所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者	一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者

第九十九条中「第十六条第一項（積荷目録提出前の貨物の積卸し）」を削り、「保税工場における外国貨物と内国貨物とを混ずる使用」を「内国貨物の使用等」に改め、「（総合保税地域）」を削り、「承認又は」の下に「第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）、」を加え、「出入り」を「出入」に、「第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限」に、「持出し」を「持出」に、「第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）」を「第三十六条」に改める。

第百八条の二第三項中「ついては、」の下に「次項の規定による同意がなければ」を、「刑事手続」の下に「（同項において単に「刑事手続」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4　財務大臣は、外国税関当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る刑事手続に使用することについて同意をすることができる。

一　当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について刑事手続を行う目的で行われたものと認められるとき。

二　当該要請に係る刑事手続の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三　日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

5　財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

第百十四条第一項第一号中「第七項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第十一項」に改め、同項第五号中「第十五条第九項」を「第十五条第十二項」に改め、同項第九号中「第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に改め、「船長又は」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の七項ただし書」を「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」に改め、「船長又は」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十八条第三項ただし書（入出港の簡易手続）」を「第十八条第三項ただし書」に改め、「船長又は」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第十八条第二項（入出港の簡易手続）の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提出した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

第百十四条第二項第一号中「第七項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第十一項」に改め、同項第四号中「第十五条第九項」を「第十五条第十二項」に改め、同項第七号中「第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書」を「第十八条第三項ただし書」に、「外国貿易船等」を「外国貿易機」に改め、「開港又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第十八条第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

第百十四条の二第一号中「第十五条第十一項前段」を「第十五条第七項、第八項又は第十四項前段」に改め、同条中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四　第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをした者

第百十七条第二項中「第百十条第一項から第三項まで又は第五項」を「第百八条の四から第百九条の二まで、第百十条第一項から第三項まで若しくは第五項、第百十一条第一項から第三項まで又は第百十二条第一項」に、「当該各項」を「これらの規定」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第二項第三号中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

第八条の六の見出しを「（経済連携協定に基づく関税割当制度）」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十三条の見出しを「（国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例）」に改め、同条第一項中「総合保税地域の許可」を「指定保税地域等」に改め、「（保税蔵置場等の許可）」を削り、「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、「第四十一条第一項（自由貿易地域の指定）の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法」を削り、「特別自由貿易地域の」を「国際物流拠点産業集積地域の」に、「特別自由貿易地域として」を「国際物流拠点産業集積地域として」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表第一第一〇〇八・六〇号を次のように改める。

一〇〇八・六〇	ライ小麦	
	二　その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税